

令和7年度 黒潮町新規参入者支援事業・後継者就農促進事業 募集要領

町内で就農を目指す方に対して、必要な栽培技術等を習得するための研修制度です。研修制度を利用し専業農家を目指す方、親元就農を目指す方を募集します。

【新規参入者支援事業】

1. 事業の内容

産地提案書の品目（キュウリ、ニラ、イチゴ）または、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に記載された主要な営農類型の品目で、独立・自営就農を目指して、黒潮町農業公社などで研修を行った者に、研修資金を交付する事業。

2. 募集人員及び研修期間

- (1) 募集人員 ①（一社）黒潮町農業公社での研修生 若干名
 ②農家での研修生 若干名
- (2) 研修期間 1年以上2年以内

3. 研修生の応募要件

- (1) 義務教育を修了しており、就農予定時の年齢が49歳以下の農業に積極的に取り組む意欲のある者
- (2) 就農準備資金等を受けること
- (3) 新規就農予定者であること（現在、農業経営主でなく、今後新に農業経営主となって農業を始められる方）
- (4) 町税滞納の無い者
- (5) 現在町内に住所を有する者、若しくは研修期間中において黒潮町に住民登録のうえ町内に居住し自立農家として定住しようとする者
- (6) 他市町村等で実施された本町と同様の研修を受けられた経歴の無い者

4. 対象研修受入農家等

下記の要件のいずれかを満たす者

- (1) 県が認定した指導農業士
- (2) 前号に掲げるもの以外の研修施設
- (3) 前2号のいずれにも該当しない営農経験5年以上の先進農家等

なお、研修受入農家等が対象研修生の3親等以内である場合（受入先が法人の場合は、法人の代表者の3親等以内）は、事業の対象としません。

5. 研修内容等

新規就農研修生として、研修受入農家等の指導のもと1年以上2年以内の農業研修を行います。また、研修が修了するまでに、青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になることを原則とします。

6. 研修手当

【産地提案書の品目】

34 歳以下の者 1 人当たり年額 210 万円程度（月額 17 万 5,000 円相当）

35 歳以上の者 1 人当たり年額 180 万円程度（月額 15 万円相当）

【産地提案書以外の品目】

1 人当たり年額 150 万円程度（月額 12 万 5,000 円相当）

7. 提出書類

『黒潮町新規参入者支援事業申込書』、『就農後の農業経営目標等』、『誓約書』、『履歴書』、『納税証明書』、『作文』各 1 通。また、『作文』については、400 字詰原稿用紙 2 枚程度とし、内容は「将来の農業経営について」とします。

8. 補助金の返還について

事業決定後、次の様な事項に該当すると認められた場合は、補助金の全額、または一部の返還を求めることがあります。

- (1) 研修実施状況の確認により適切な研修ができていないと判断した場合
- (2) 研修修了後、1 年以内に農業に就業しなかった場合
- (3) 給付期間の 1.5 倍（最低 2 年）以上就農を継続しない場合
- (4) 虚偽の申請等をしたとき

【後継者就農促進事業】

1. 事業の内容

農業後継者として将来、親族の農業経営を継承して農業経営を開始する者に対して、研修資金を交付する事業。

2. 募集人員及び研修期間

- (1) 募集人員 若干名
- (2) 研修期間 3 ヶ月以上 1 年以内

3. 農業後継者

- (1) 義務教育を修了しており、49 歳未満（令和 7 年 4 月 1 日現在）の農業後継者として強い意欲を有している者
- (2) 申請時に親元就農に従事している場合、親元就農 2 年以内の者であること
- (3) 申請時において、前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること
- (4) これまでに国の新規就農者育成総合対策の就農準備資金若しくは高知県担い手支援事業を受給した者でないこと
- (5) 町税滞納の無い者

4. 研修内容等

農業担い手育成センターにおいて 3 ヶ月以上の研修を行い、研修修了証の交付を受けること

5. 研修手当

農業担い手育成センターでの研修期間中、10 万円/月を交付。（最長 1 年間）

6. 提出書類

『黒潮町後継者就農促進事業申込書』、『就農後の農業経営目標等』、『誓約書』、『履歴書』、『親元就農に従事している場合、親元就農が2年以内であることが分かる書類（住民票の写しや就労証明等）』、『納税証明書』、『作文』各1通。また、『作文』については、400字詰原稿用紙2枚程度とし、内容は「将来の農業経営について」とします。

7. 補助金の返還について

事業決定後、次の様な事項に該当すると認められた場合は、補助金の全額、または一部の返還を求めることがあります。

- (1) 研修終了証の交付を受けられなかったとき。
- (2) 研修終了後、1年間以上農業に従事しなかったとき
- (3) 虚偽の申請等をしたとき

【事業全体】

1. 応募受付期間

令和7年4月7日（月）～令和7年4月25日（金）とし、土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前8時30分から午後5時15分までとします。（郵送の場合当日消印有効）郵送の場合は、封筒の表に「黒潮町新規参入者支援事業又は後継者就農促進事業申込」と朱書きし、書留とします。

2. 申込書の配布及び申込先

黒潮町農業振興課・海洋森林課に備え付けの募集要領・申込書により、農業振興課に申し込んでください。また、募集要領・申込書は3月24日（火）より黒潮町公式ホームページからもダウンロードできます。

黒潮町公式ホームページアドレス <http://www.town.kuroshio.lg.jp/>

3. 対象者の決定

(1) 書類審査、個人面接の実施

書類審査、個人面接により決定します。なお、審査及び面接は応募受付順に実施します。日程等については改めて通知します。

(2) 対象者の決定通知

各応募者宛に結果を通知します。なお、決定についての異議等は一切受け付けません。

4. その他

この募集の詳細については、農業振興課に問い合わせてください。

黒潮町農業振興課（TEL 0880-43-1888）

住所 高知県幡多郡黒潮町入野 5893